

■第5次計画の骨子案

第5次寝屋川市地域福祉計画

令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

○地域福祉を取り巻く社会の動きや国・大阪府の動向、これまでの取組の成果、市民ニーズの変化等を踏まえ、「誰一人取り残さず、すべての住民が生き生きと暮らせる地域共生社会の実現」をめざし、寝屋川市における地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組方策を明らかにしていくものとして「第5次寝屋川市地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

○計画は、社会福祉法（第107条）に基づき策定し、第六次寝屋川市総合計画（第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略）における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の上位計画として、地域福祉の視点から共通する取組や今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。また、計画には、「重層的支援体制整備事業実施計画」「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

○計画の推進にあたって、持続可能な開発目標（SDGs）の実現をめざした全17の目標のうち、関連する目標を選んで明示します。

例)

1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を
10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを など

○計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

3 計画の策定体制

○「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」「寝屋川市社会福祉審議会」「市福祉計画連絡調整会議」などの策定体制、アンケート調査、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）の実施状況について紹介します。

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

○寝屋川市における地域福祉推進の課題、今後のあり方についてははじめに説明を加えた上で、第5次計画における基本理念を定めます。

○以下の4案をもとに委員会による協議・検討を行います。

案1 第4次計画の基本理念を踏襲

地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実

案2 第4次計画で地域福祉の定義として紹介した内容を文章化

**誰もが地域とつながりをもって 安心して心豊かに暮らせるよう
地域の力を合わせて 地域にあった福祉をつくる**

案3 第六次総合計画における施策の体系（2⑪）と合わせる

誰もが安心して生活でき、共に支え合う地域づくり

案4 上記3案の組み合わせ

誰もが自分らしく安心して暮らし、共に支え合う地域づくり

2 施策の方向性

○第5次計画でめざす姿を実現するため、分野ごとに基本目標を設定します。

○以下の2案をもとに委員会による協議・検討を行います。

<案1 第4次計画の施策の体系を踏襲>

施策の方向性1 地域福祉のセーフティネットの拡充

- セーフティネットの拡充（包括的かつ重層的な相談体制の充実、関係機関等の連携協働促進）
- 生活困窮者への支援やひきこもり対策等の充実（生活困窮者への支援、ひきこもり支援の充実、子どもの貧困対策、就労支援）
- 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実（避難行動支援体制の充実、災害時の連携強化）

施策の方向性2 権利擁護の推進

- 虐待やDV防止等に向けた取組の推進（虐待、DVの理解促進、相談機能の充実・連携、子どものいじめ防止対応の推進）
- 成年後見制度の利用促進

施策の方向性3 地域福祉を担う多様な人づくり

- 地域づくりにつながる人づくり（人材発掘、機会創出、更生保護団体への支援）
- 教育・保育人材の確保（教育・保育人材の就業促進、定着支援）

施策の方向性4 生活と福祉を支える基盤強化

- 社会福祉協議会に対する活動支援（社会福祉協議会への活動支援）
- 健康と生きがいを高める福祉のまちづくり（健康づくりの推進、介護予防事業の充実、生涯学習の推進、交通等による移動手段の確保）
- 福祉サービスの質の確保に向けた法人等への指導及び監査（社会福祉法人等への指導及び監査）

＜案２ 社会福祉法で定める「市町村地域福祉計画で取り扱う地域福祉の推進に関する事項」（下表）をもとに、施策の方向性を再編する場合＞

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項⑤包括的な支援体制の整備に関する事項 |
|--|

施策の方向性１ 必要な支援が届く重層的な支援体制づくり

- 情報発信・提供体制の充実（新規：相談窓口やサービスについての情報等）
- 包括的かつ重層的な相談支援体制の充実（生活困窮者支援、ひきこもり支援、子どもの貧困対策等も包括的に取り扱う）
- 福祉サービス提供体制の充実（福祉分野間の連携強化、福祉サービスの質の向上、福祉人材の確保・育成）

施策の方向性２ 権利擁護の推進

- 虐待やＤＶ防止等に向けた取組の推進（虐待、ＤＶの理解促進、相談機能の充実・連携、子どものいじめ防止対応の推進）
- 成年後見制度の利用促進

施策の方向性３ 地域における支え合いの推進

- 共に生き、支え合う意識の醸成（新規：広報啓発、福祉教育等）
- 地域における支え合い活動の促進（新規：小地域ネットワーク活動等）
- 地域福祉の担い手とネットワークづくり（地域福祉の担い手確保・育成、ボランティア・市民公益活動の支援、ネットワーク化）

施策の方向性４ 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

- 生活安全対策の推進（災害に備えたまちづくり、避難行動支援体制の充実、地域防犯体制の充実、再犯防止に関する地域の理解促進）
- 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境づくり（バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進（新規）、移動困難者対策等）

(3) 地域福祉推進圏域の考え方

○計画は、「市域（市全域）」、「コミュニティセンターエリア（2中学校区）」、「小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）」「自治会のエリア」からなる四層構造の地域福祉推進圏域により取り組んでいくものとします。

第3章 施策の展開

○施策の方向性の柱立てごとに、めざす姿、市の現状と課題、施策の基本方向を端的に文章化した後に、主な事業について取組内容と担当課等を表形式で整理します。

○本章については、「市域（市全域）」で展開されることが望ましい推進方策について、主に取り扱うこととします。

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

○寝屋川市として重層的支援体制整備事業を実施するにあたっての方向性を概括するとともに、社会福祉法第106条の4第2項に規定される各事業の実施内容を表形式（分野、事業内容、実施方式、支援機関、所管部署）で整理します。多くの事業は第3章で取り扱うものの再掲となります。

包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第1号）	・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	・社会とのつながりをつくるための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号）	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

- 市内における推進体制、市民や関係機関・団体等との連携・協働の考え方について示します。
- 市民、地域団体等、相談支援機関、サービス事業所等、行政、社会福祉協議会の役割について示すことを検討します。

2 進行管理

- 両計画の推進体制、計画の公表と進行管理の方法について示します。
- PDCAサイクルの一環として、評価指標の設定について検討します。

参考資料

1 統計データで見る本市の状況

- 人口減少と少子高齢化のさらなる進行
- 何らかの支援を必要とする人の増加（要介護・要支援高齢者、知的・精神障害のある人、生活保護受給者等）

2 アンケート調査の主な結果

- 地域の福祉課題として高齢者等の孤立・孤独対策、認知症対策、防災・防犯対策などを挙げる人が多い。
- 地域福祉の担い手の高齢化と後継者の確保、福祉人材の確保・育成が課題となっている。
- 地域の身近な支え合いに参加したい人、支援ニーズがある人とのマッチングが必要。
- 若い人を中心にインターネット、SNSを活用した情報発信が求められている。
- 災害時に自力で避難ができる人が減る一方、災害時に安否確認ができるという人も減っており、地域の防災力の低下が懸念される。

3 計画の策定体制と経過

4 用語解説